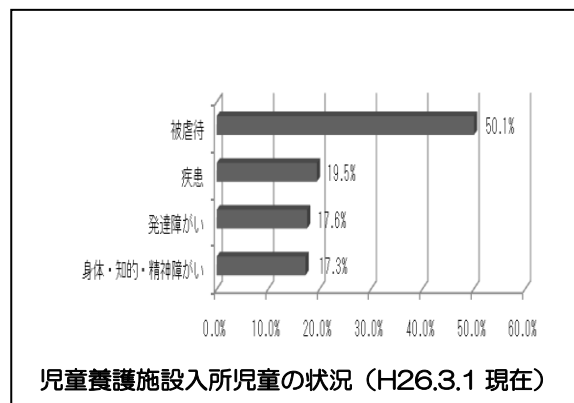


第2節 社会的養護体制の充実

〈現状と課題〉

○子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、すべての子どもに良質な生育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現が求められています。

○社会的養護の施策は、かつては親が無い、親に育てられない子どもへの施策でしたが、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などへの支援を行う施策へと役割が変化し、役割・機能の変化に対応したシステムの変革が求められています。



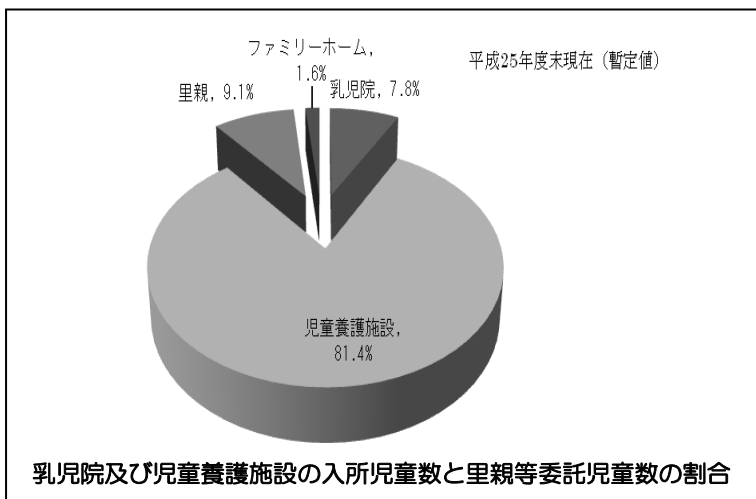
〈施策の方向性〉

ア 家庭的養護の推進

○家庭養護（里親・ファミリーホーム）の積極的推進

里親やファミリーホームの確保や里親等への支援により、家庭養護を推進します。

- ・県・市町村のホームページや、多様な広報媒体の積極的活用による、様々な年代層への啓発を図るとともに、市町村の民生・児童委員連絡協議会や研修会等を通じ、里親制度の正しい理解の普及に取り組みます。
- ・養育里親・里子の体験談や座談会などによる「フォーラム」を開催するなど、意欲ある養育里親の登録希望者を把握し、効果的な個別説明・登録勧奨による登録里親の増加に取り組みます。
- ・市町村の母子保健担当部署や医療機関、女性相談センター等との連携を強化し、乳幼児の虐待防止の観点からも、新生児の養子縁組里親、乳幼児の短期里親委託を推進します。
- ・週末里親（ホストファミリー事業）などの様々な制度を積極的に活用し、里親希望者と児童の特性等に応じた丁寧なマッチングにより里親委託の推進に取り組みます。



- ・地区里親会による「里親サロン」運営などの里親同士による相互支援や、「児童家庭支援センター」による里親支援の取組みを支援するとともに、市町村など関係者向けの研修などで、地域における里親支援体制の構築に向けた取組を進めます。
- ・養育経験豊富な里親や社会福祉法人によるファミリーホームの開設を促進します。
- ・家庭養護推進のため、児童相談所職員が研修等でスキルをアップするとともに、「里親委託等推進員」を配置して体制を強化し、施設に配置される「里親支援専門相談員」や市町村と連携して、登録里親の増加、里親委託児童の増加、里親支援に取り組めます。

○施設養護における家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもがより家庭的な環境で育つことができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化などによる家庭的養護の推進に取り組めます。

- ・社会福祉法人等が行う小規模化、地域分散化に向けた整備を支援し、施設における家庭的養護の推進に取り組めます。
- ・家庭的養護の推進に向け、職員配置の改善や待遇改善について国に働きかけるなど、入所児童の安心安全な環境の整備に努めます。
- ・施設職員の経験等に応じた各種の研修を実施し、施設の家庭的養護におけるケアの質の向上に努めます。

(例) 新規採用者対象の家庭的養護における基本的な養育姿勢等に関する研修や、基幹的職員・施設長等幹部職員等を対象の人材育成研修、家庭的養護を行う施設の運営・マネジメント研修など

イ 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

○社会的養護の必要な子どもたちが、他者への基本的信頼感を獲得し、安定した人格を形成していけるよう、また、そうした子どもの心の傷を癒して回復していけるよう、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育の質の向上を図ります。

- ・虐待により心に傷をもつ児童や発達障害などに対応するため、継続的な研修等により施設職員や里親が専門的な知識・技術を取得できるよう取り組めます。
- ・より高度な養育スキルをもった専門里親の育成確保に取り組めます。
- ・研修等により児童相談所職員の専門性を高め、施設や里親に対する支援体制の充実を図ります。

ウ 自立支援の充実

○社会的養護の下で育つ子どもたちが、自己肯定感を育み、自分らしく生きる力、

他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていくための基本的な力を身に付けられるよう取り組みます。

○施設を退所したり里親のもとを離れ、社会生活を行うようになった子どもたちへのアフターケアの取組を支援し、自立した社会人として生活できるよう関係機関と連携して取り組みます。

- ・自立に向けて必要な学習に関する経費や就労のための運転免許取得に係る経費の助成などを含め、関係者が連携して施設入所児童等の自立に向け計画的に取り組めます。
- ・自立支援担当職員の配置などによりアフターケアの取組を行う施設に支援をし、社会的養護の下で成長した児童が、施設退所後自立した社会生活が送れるよう取り組みます。
- ・児童の自立支援やアフターケアが適切に行われるよう、施設職員等や関係者に向けた研修等により、資質の向上に取り組めます。

エ 家族支援・地域支援の充実

○虐待の発生予防・早期発見から保護・養育・回復・家庭復帰・社会的自立までのプロセスを、地域の中で継続的に支援していけるよう、養育の知識・技術、経験等を活かして、市町村や学校等教育機関、里親などと連携しながら地域での子育て支援に取り組む施設を支援し、家族支援、地域支援に取り組めます。

- ・「児童家庭支援センター」の設置運営に取り組む施設を支援するなど、地域の児童家庭の虐待等に関する相談・支援体制を強化していきます。
- ・ショートステイやトワイライトステイ（夜間養護）を行う「子育て短期支援事業」などの、地域の子育て支援事業に取り組む施設を支援していきます。
- ・市町村における要保護児童対策地域協議会の運営状況等を常に把握し、協議会運営に関する研修の開催や、後方支援を行う児童相談所職員のスキルアップ研修等による協議会の活性化により、施設の地域支援機能を高めていきます。

オ 子どもの権利擁護の推進

○当県の「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」では、「児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、入所者一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他その心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」と規定しています。

- ・里親やファミリーホーム、自立援助ホームも含め、社会的養護の実施において子どもの権利擁護の推進や被措置児童等虐待の防止は大変重要であり、県の研修等を通じて、施設職員や里親等のさらなる人権意識の向上を図ってい

きます。

- ・また、性問題をはじめとする子ども同士の不適切行為や、子どもから養育者への暴力を防ぐ取組も推進していきます。